

9月10日～16日は自殺予防週間です。「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」
(令和7年6月30日付け7初児生第7号初等中等教育局児童生徒課長通知)等を踏まえ、引き続き、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

7初児生第22号
令和7年8月29日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩良英
(公印省略)
文部科学省高等教育局学生支援課長
春山浩康
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
中安史明
(公印省略)

令和7年度「自殺予防週間」の実施について(通知)

令和7年6月30日付け参自発0630第1号により厚生労働省から依頼のあった、「令和7年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)」(別添資料1)についてお知らせします。

「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)第7条第2項において、9月10日から9月16日までの1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く

展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和４年１０月１４日閣議決定）において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのちを支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

文部科学省では、学校の長期休業明けの前後において自殺者数が増加する傾向にあることから、令和７年８月１８日に児童生徒や学生、保護者等への文部科学大臣メッセージを送付（参考１）したところですが、今般、「自殺予防週間」の実施に合わせて、文部科学大臣、厚生労働大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名メッセージ（別添資料２）を公表いたしましたので、お知らせいたします。

また、厚生労働省においては、自殺予防週間のポスターや広報動画を作成しておりますので、こちらも併せてお知らせいたします（別添資料３、参考２）。

所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じて１人１台端末等も活用し、児童生徒等に対しても大臣メッセージ等が周知されるようお願いいたします。

なお、児童生徒の自殺予防については、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和７年６月３０日付け ７初生第７号 初等中等教育局児童生徒課長通知）において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施いただくよう依頼したところですので、同通知も再度御確認いただき、長期休業明けの前後における児童生徒の自殺予防に係る取組の充実に努めていただくようお願いいたします（参考３）。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生等から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等により、学生等の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな支援等の実施をお願いいたします。さらに、各種相談窓口や各大学等における支援の取組に関する情報等について、ホームページや SNS の活用等により、一人一人に情報が行き渡る手段を確保しつつ、在籍する学生等に対して周知いただくなど、学生等の自殺対策に一層取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

については、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【添付資料】

- ・別添資料1：「令和7年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和7年6月30日付け参自発0630第1号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- ・別添資料2：文部科学大臣、厚生労働大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名メッセージ
- ・別添資料3：令和7年度「自殺予防週間」ポスター

【参考資料】

- ・参考1：文部科学大臣メッセージ ～不安や悩みがあったら話してみよう～
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00003.html



- ・参考2：まもろうよこころ（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>
※ポスター・広報用動画等が掲載



- ・参考3：「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和7年6月30日付け 7初児生第7号 初等中等教育局児童生徒課長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00020.htm



(本件連絡先)

○児童生徒の自殺予防に関すること

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3298)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

○大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関すること

高等教育局 学生支援課 厚生係

電話番号 03-5253-4111 (内線 2522)

E-mail gakushi@mext.go.jp

○専修学校・各種学校における自殺予防に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話番号 03-5253-4111 (内線 2915)

E-mail syosensy@mext.go.jp